災害見舞金等支給規則

（趣旨）

第１条　この規則は、災害見舞金等支給条例（平成30年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害見舞金の申請）

第２条　条例第４条第１項の規定により災害見舞金の支給を受けようとする者は、災害見舞金支給申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類を添えて町長に申請しなければならない。

（１）　住宅に災害を受けたとき　町長又は消防署が発行する罹災証明書

（２）　災害により入院期間30日以上の傷害を受けたとき　医師の診断書又は入院証明書

（３）　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（住宅の被害の程度の基準）

第３条　条例別表に規定する災害見舞金の区分に係る災害の程度については、町長又は消防署が発行する罹災証明書の区分の例による。

（災害弔慰金の申請）

第４条　条例第５条第１項の規定により災害弔慰金の支給を受けようとする者は、災害弔慰金支給申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

（１）　死亡診断書又は死体検案書

（２）　その他町長が必要と認める書類

（申請者等）

第５条　見舞金等の申請をし、及び支給を受けることができる者は、居住者又はその遺族とする。

２　前項の規定にかかわらず、居住者又はその遺族が疾病その他やむを得ない事由により申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。

（遺族の範囲）

第６条　前条第１項に規定する遺族の範囲は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）　死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

（３）　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、見舞金等を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

３　前２項の規定にかかわらず、遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前２項の規定により難いときは、第１項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、見舞金等の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年９月４日から適用する。